

みどり投資促進税制 関係法令集 (法律・政令・省令・告示)

令和8年4月1日

農林水産省

法律

○租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第十一条の四 青色申告書を提出する個人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるものが、同法の施行の日から令和十年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該環境負荷低減事業活動用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業

政令

○租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第六条の二の二 法第十一条の四第一項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

2 法第十一条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の設備等（同項各号に規定する設備等をいう。）を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が百万円以上のものとする。

省令

○租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第十五号）

告示

○環境負荷低減事業用資産及び基盤確立事業用資産について農林水産大臣が定める基準（令和四年農林水産省告示第千四百五十五号）

（環境負荷低減事業活動用資産）

第一条 租税特別措置法施行令第六条の二の二第一項及び第二十八条の七第一項に規定する農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 認定基盤確立事業（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下「促進法」という。）第四十一条に規定する認定基盤確立事業をいう。）により製作された機械等（機械若しくは装置、器具若しくは備品又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）であつて、次のイからハまでのいずれにも該当するも

活動用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該環境負荷低減事業活動用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。 一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第十九条第四項に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産 二 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十二條第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一條第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産			のであること。 イ 次のいずれかに該当するものであること。 (1) 慣行的な生産方式と比較して、化学的に合成された肥料又は農薬の施用又は使用の減少に資する機械等（基盤確立事業実施計画（促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画をいう。ハ及び次条第二号において同じ。）に係る促進法第三十九条第四項の規定による認定の際、複数の営農条件で有効性の確認が行われたものに限り。） (2) 環境負荷低減事業活動（促進法第二条第四項に規定する環境負荷低減事業活動をいい、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な機械等 ロ 当該機械等の属する型式区分（当該機械等に係る基盤確立事業（促進法第二条第五項に規定する基盤確立事業をいう。ハにおいて同じ。）を実施する者が生産した同一の種別に属する機械等を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。ハにおいて同じ。）に係る販売が開始された日が、租税特別措置法（昭和三十二年法
--	--	--	---

律第二十六号)第十一条の四第一項又は第四十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする農林漁業者(促進法第二条第三項に規定する農林漁業者をいう。)が当該機械等を導入した日の十年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

ハ 基盤確立事業実施計画に係る促進法第三十九条第四項の規定による認定を受けた日までの当該機械等の国内における累計販売台数が、当該機械等に係る基盤確立事業を実施する者が生産した旧型式区分(当該機械等の属する型式区分に次いで新しい型式区分(当該機械等と同一の種別に属する機械等の型式区分に限る。)をいう。以下、ハにおいて同じ。)に属する機械等の国内における累計販売台数を下回っていること。ただし、当該機械等に係る基盤確立事業を実施する者が存在しない場合には、その限りではない。

二 前号に該当する機械等と一体的に整備された建物等(建物及びその附属設備並びに構築物をいう。次条第一号において同じ。)であること。

3 第十一条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける環境負荷低減事業活動用資産又は前項の規定の	2 青色申告書を提出する個人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和十年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第二号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該基盤確立事業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該基盤確立事業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。
	3 法第十一条の四第二項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。
	（基盤確立事業用資産） 第二条 租税特別措置法施行令第六 条の二の二第三項及び第二十八 条の七第三項に規定する農林水産大 臣が定める基準は、次の各号のい ずれにも該当することとする。 一 専ら化学的に合成された肥料 又は農薬に代替する生産資材（普 及が十分でないものに限る。）を 生産するために用いられる機械 等及び当該機械等と一体的に整 備された建物等であること。 二 前号について、基盤確立事業実 施計画に係る促進法第三十九条 第四項の規定による認定の際、確 認が行われたものであること。

適用を受ける基盤確立事業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の四第一項本文又は第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

【読み替え後】

第十一条の四第一項の適用を受ける環境負荷低減事業活動用資産又は同条第二項の適用を受ける基盤確立事業用資産の償却費として必要経費に算入した金額が第十一条の四第一項本文又は第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たない場合には、当該資産を事業の用に供した年の翌年度分の事業所得の金額の計算上、当該資産の償却額として必要経費に算入する金額はとそのまま満たない金額以下の金額で当該個人が必要として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

4 第十一条第三項の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

【読み替え後】

第十一条の四第一項から第三項までの規定は、確定申告書にこれらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、環境負荷低減事業活動用資産又は基盤確立事業活動用資産の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。

	5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
	4 個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械その他の減価償却資産（以下この項において「機械等」という。）につき法第十一条の四第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該機械等が同項に規定する基盤確立事業用資産に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。 5 農林水産大臣は、第一項又は第三項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。
（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却） 第五条の十二の四 施行令第六条の二の二第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該個人が受けた環境と調和のとれた食料システム的确立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。第一号において「促進法」という。）第三十九条第一項の認定に係る次に掲げる書類とする。 一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令（令和四年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令三号。以下この号において「認定等省令」という。）第一条第一項の申請書に添付された促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画（施行令第六条の二の二第四項に規定する機械等が記載されたも	

(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却) 第四十四条の四 青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者(当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等(同項に規定する構成員等をいう。)を含む。)であるものが、同法の施行の日から令和十年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの(政令で定める規模のものに限る。以下この項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境	(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却) 第二十八条の七 法第四十四条の四第一項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。 2 法第四十四条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の設備等(同項各号に規定する設備等をいう。)を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。)の合計額が	のに限るものとし、当該基盤確立事業実施計画につき促進法第四十条第一項の規定による変更の認定があつたときは当該変更の認定に係る認定等省令第三条第一項の申請書に添付された変更後の促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画を含む。)の写し 二 認定通知書(前号の変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定通知書を含む。)の写し	【再掲】 (環境負荷低減事業活動用資産) 第一条 租税特別措置法施行令第六條の二の二第一項及び第二十八條の七第一項に規定する農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 認定基盤確立事業(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号。以下「促進法」という。)第四十一条に規定する認定基盤確立事業をいう。)により製作された機械等(機械若しくは装置、器具若しくは備品又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。)であつて、次のイからハまでのいずれにも該当するも
---	---	---	--

負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業活動用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該環境負荷低減事業活動用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。 一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十條第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第十九條第四項に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産 二 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十條第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一條第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産	百万円以上のものとする。	のであること。 イ 次のいずれかに該当するものであること。 (3) 慣行的な生産方式と比較して、化学的に合成された肥料又は農薬の施用又は使用の減少に資する機械等（基盤確立事業実施計画（促進法第三十九條第一項に規定する基盤確立事業実施計画をいう。ハ及び次条第二号において同じ。）に係る促進法第三十九條第四項の規定による認定の際、複数の営農条件で有効性の確認が行われたものに限る。） (4) 環境負荷低減事業活動（促進法第二條第四項に規定する環境負荷低減事業活動をいい、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な機械等 ロ 当該機械等の属する型式区分（当該機械等に係る基盤確立事業（促進法第二條第五項に規定する基盤確立事業をいう。ハにおいて同じ。）を実施する者が生産した同一の種別に属する機械等を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。ハにおいて同じ。）に係る販売が開始された日が、租税特別措置法（昭和三十二年法
--	---------------------	---

律第二十六号)第十一条の四第一項又は第四十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする農林漁業者(促進法第二条第三項に規定する農林漁業者をいう。)が当該機械等を導入した日の十年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

ハ 基盤確立事業実施計画に係る促進法第三十九条第四項の規定による認定を受けた日までの当該機械等の国内における累計販売台数が、当該機械等に係る基盤確立事業を実施する者が生産した旧型式区分(当該機械等の属する型式区分に次いで新しい型式区分(当該機械等と同一の種別に属する機械等の型式区分に限る。)をいう。以下、ハにおいて同じ。)に属する機械等の国内における累計販売台数を下回っていること。ただし、当該機械等に係る基盤確立事業を実施する者が存在しない場合には、その限りではない。

二 前号に該当する機械等と一体的に整備された建物等(建物及びその附属設備並びに構築物をいう。次条第一号において同じ。)であること。

2 青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和十年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第三号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該基盤確立事業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該基盤確立事業用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。 3 第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。 【読み替え後】 第四十四条の四第一項及び第二項の規定は、確定申告書等に環境負荷低減事業活動用資産又は基盤確立事業活動用資産の償却費の額の計算に関する明細書	3 法第四十四条の四第二項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。
【再掲】 （基盤確立事業用資産） 第二条 租税特別措置法施行令第六条の二の二第三項及び第二十八条の七第三項に規定する農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 専ら化学的に合成された肥料又は農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る。）を生産するために用いられる機械等及び当該機械等と一体的に整備された建物等であること。 二 前号について、基盤確立事業実施計画に係る促進法第三十九条第四項の規定による認定の際、確認が行われたものであること。	

の添付がない場合は、適用しない。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械その他の減価償却資産（以下この項において「機械等」という。）につき法第四十四条の四第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械等が同項に規定する基盤確立事業用資産に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項又は第三項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第二十条の十二 施行令第二

十八条の七第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が受けた環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（第一号において「促進法」という。）第三十九条第一項の認定に係る次に掲げる書類とする。

一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令（以下この号において「認定等省令」という。）第一条第一項の申請書に添付された促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画（施行令第二十八条の七第四項に規定する機械等が記載されたものに限るものとし、当該基盤確立事業実施計

	画につき促進法第四十条 第一項の規定による変更 の認定があつたときは当 該変更の認定に係る認定 等省令第三条第一項の申 請書に添付された変更後 の促進法第三十九条第一 項に規定する基盤確立事 業実施計画を含む。）の写 し 二 認定通知書（前号の変更 の認定があつたときは、当 該変更の認定に係る認定 通知書を含む。）の写し	